

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和2年2月28日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年2月10日

木津川市長 河井 規子

記

令和元年度木津川市一般会計補正予算第4号について

令和元年度

# 一般会計補正予算第4号

京都府木津川市

令和元年度 木津川市一般会計補正予算第4号

令和元年度木津川市の一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年2月10日専決

木津川市長 河井 規子

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
18 繰入金	
	1 基金繰入金
21 市債	
	1 市債
歳 入 合 計	

(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
1,503,970	△ 3,800	1,500,170
1,459,260	△ 3,800	1,455,460
2,847,361	3,800	2,851,161
2,847,361	3,800	2,851,161
29,329,537	0	29,329,537

歳出

款	項
4 衛生費	
	2 清掃費
歳 出 合 計	

(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
2,607,947	0	2,607,947
1,223,949	0	1,223,949
29,329,537	0	29,329,537

第2表 地方債補正

1. 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
し尿処理施設改修事業	千円 58,800	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換することができる。	千円 62,600	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
計	2,847,361	-	-	-	2,851,161	-	-	-

令和元年度

予算に関する説明書

( 一般会計 )

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額
18 繰入金	1,503,970
21 市債	2,847,361
歳入合計	29,329,537

補正額	計
△ 3,800	1,500,170
3,800	2,851,161
0	29,329,537

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 衛生費	2,607,947	0	2,607,947
歳出合計	29,329,537	0	29,329,537

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
0	3,800	0	△ 3,800
0	3,800	0	△ 3,800



2 歳入

18 款 繰入金  
1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	592,654	△3,800	588,854
計	1,459,260	△3,800	1,455,460

21 款 市債  
1 項 市債

2 衛生債	74,100	3,800	77,900
計	2,847,361	3,800	2,851,161

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	△3,800	財政調整基金繰入金・減

1 清掃債	3,800	し尿処理施設改修事業債・増

3 歳出

4 款 衛生費  
2 項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 し尿処理費	212,860	0	212,860		3,800		△3,800
							(特定財源内訳)
					3,800		し尿処理施設改修事業債
計	1,223,949	0	1,223,949	0	3,800	0	△3,800

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

**令和元年度木津川市一般会計補正予算  
第4号（専決処分）について（概要）**

総務部財政課

令和元年度補正予算第4号は、大谷処理場大規模改修事業（相楽郡広域事務組合負担金）に係る起債限度額を増額する地方債補正を行うものである。

**予算案の主な概要**

**1 補正予算の規模**

補正前	293億2,953万7,000円	
補正額		一円（増減なし）
補正後	293億2,953万7,000円	

**2 補正予算の主な内容**

し尿処理施設改修事業債	380万0,000円増
財政調整基金繰入金	△380万0,000円減

**3 専決処分の理由**

大谷処理場基幹的設備改修事業は、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく交付金を受けて実施するものであり、その地方負担額に対しては、地方債「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業」（充当率100%、交付税算入率50%）が措置されている。今般、令和元年度に組合が受け入れる国庫交付金額と各構成団体の負担金額が確定し、京都府への起債協議手続きを進めているところで、資金区分は、財政融資資金が予定されている。ただし、国庫交付金は国の平成30年度補正予算で措置され繰越手続きがとられたものであるため、財政融資資金貸付の規定上、令和元年度中の借入が必要となっている。このように京都府への起債協議と京都財務事務所への借入手続き上、早急に地方債の予算措置を行う必要があるため、緊急に令和元年度一般会計補正予算第4号を編成し、令和2年2月10日付けで専決処分を行ったものである。